

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、東かがわ市から平成18年12月25日土地改良事業（基盤整備促進事業小海地区（荒井団地））の換地処分をした旨届出があった。

平成19年1月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀